所定疾患施設療養費の算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。
厚生労働省大臣が定める基準に基づき、当施設で算定している所定疾患施設療養費（Ⅰ）の算定状況を公表いたします。

〇算定条件

1．対象となる以下の状態にある入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1回に連続する7日を限度とし月1回に限り算定する。
　・肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎（令和6年4月より慢性心不全の憎悪も対象）
2．診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していること。
3．肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。
4．所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

〇主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
帯状疱疹	抗ウイルス剤の内服、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など診断結果をもとに適宜な治療を行っています。
慢性心不全の増悪	利尿剤の追加処方、随時バイタルおよびSPO2測定など行っています。

〇所定疾患療養費（Ⅰ）算定状況

診断名／年月		令和6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	―	―	1	―	1	―	―	―	―	―	2
	日数	7	―	―	3	―	5	―	―	―	―	―	8
尿路感染症	人数	5	6	13	2	5	4	6	6	6	4	―	3
	日数	27	31	69	10	27	24	30	35	32	23	―	11
帯状疱疹	人数	―	―	―	1	―	―	―	―	―	―	―	―
	日数	―	―	―	7	―	―	―	―	―	―	―	―
蜂窩織炎	人数	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	日数	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
慢性心不全の増悪	人数	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	1
	日数	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	5